

平成 21 年度第 1 回奈良県文化財保護審議会開催の案内

- 1 日時：平成 21 年 12 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分頃まで
- 2 場所：奈良県文化会館 集会室 A・B（奈良市登大路町）
- 3 議題：平成 21 年度奈良県指定文化財の指定について
- 4 公開・非公開の別
（公開部分：審議会開会挨拶等冒頭部分 15 分程度）
（非公開部分：県指定文化財候補の個別物件の審議にかかる議題）
- 5 傍聴手続
（1）定員 5 名
（2）受付
受付は、開催時刻の 30 分前から行い、会議開催場所で受付します。
定員を超えた場合は、抽選とします。

（3）注意事項
傍聴に当たっては、「奈良県教育委員会会議傍聴規則」の第 3 条及び第 6 条に記載された内容を守っていただくことになります。
- 6 問い合わせ先
教育委員会化財文化財保存課総務係 電話 0 7 4 2 - 2 7 - 9 8 6 4

<参考>

奈良県教育委員会会議傍聴規則（抜粋）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 酒気を帯びていると認められる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 みだりに席を離れないこと。
- 二 飲食及び喫煙をしないこと。
- 三 議事に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- 四 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 五 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- 六 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。